第33回認定 構造改革特区計画の概要

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
	新規計画 6件						
1	長野県	山形村	信州山形ワイン 特区	長野県東筑摩郡山形 村の全域	山形村は、果樹栽培に適した地理的、気候的条件を活かし、先駆的な技術の導入等により、ぶどう、りんご等の果樹産地を形成している。その中で現在、山ぶどう生産者を中心に醸造用ぶどうの産地化、産業連携による経済活動への波及等を目指した事業展開を図っているとこう。本特例措置活用による特産果実酒製造事業への小規模事業者参入や組織化を支援し、果樹産地構造の変革による経営形態の多様化を図る。	709(710)	特産酒類の製造事業
2	愛知県	豊田市	豊田市立ち乗り 型パーソナルモビ リティ実験特区	豊田南町、大田、大田、田町町、田町町、田町町、田町町、田町町、田町町、田町町、田町町、	豊田市は、全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中枢都市として発展してきたが、世界に誇れる「かしこい交通社会」を目指して人と環境にやさしい交通まちづくりを進めてきた。特区取得により、立ち乗り型パーソナルモビリティを他の交通手段、特に公共交通機関と組み合かせることによって、低炭素で利便性の高い移動環境を作り出すことを目的とする。また、歩行者と共存しながら回遊性を高めるためのツールとしての検討をし、将来の都心交通における新たな移動手段の一つとしての構築を目指す。	105(106- 107)-1222	搭乗型移動支援ロボットの 公道実証実験事業
3	和歌山県	新宮市	新宮市安全で安 心な給食特区	新宮市の区域の一部 (丹鶴地域)	この度の南海トラフ巨大地震津波浸水想定の公表を受け、 太平洋沿岸に位置する本市においては、海岸沿いの公立 保育所1園を市街地の旧小学校校舎へ移転し、園児の安 全確保と保護者の安心を図ったところである。しかしなが ら、移転した保育所への給食提供については、近隣公立保 育所において共同調理する必要が生じ、本市としては、保 育所において共同調理する必要が生じ、本市としては、保 育所において共同調理する必要が生じ、本市としては、保 育所運営費の経費節減と乳幼児期の食育の推進及び多様 化する保育ニーズへの対応と子育て支援の充実を図る観 点から、3歳未満児の給食についても近隣保育所からの給 食外部搬入の実施を望むものである。	920	公立保育所における給食の 外部搬入方式の容認事業
4	鳥取県	鳥取県	鳥取県児童発達 支援センター安心 安全給食特区	鳥取県の全域	鳥取県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認め、運営面における給食業務の負担を軽減することで、給食業務の効率化、安定化を図り、また児童発達支援センターの新規設立、療育の向上等を促し、地域における障がい児の支援充実を図る。	939	児童発達支援センターにお ける給食の外部搬入方式 の容認事業
5	鳥取県	鳥取市	鳥取市五しの里さじどぶろく特区	鳥取市の区域の一部 (佐治地域)	鳥取市のなかでも、中山間地域に位置する佐治町は、豊かな自然に囲まれた農村で、第一次産業の盛んな町である。しかし、近年は過疎化・少子高齢化の影響で、農業が衰退傾向にあり活性化対策が望まれている。佐治町の自然の恵みである、綺麗な清流で栽培された米を使用したどぶろく製造事業を核とした本事業計画は、本市が進める農家民治・農業体験などのグリーンツーリズムへの取り組みとも協調することができ、これら事業の連携によって農業活性化と地域の自立力向上につながるものとなる。	707(708)	特定農業者による特定酒類 の製造事業
6	徳島県	美波町	美波町公立保育 園給食外部搬入 特区	徳島県海部郡美波町 の全域	美波町は平成18年3月に旧由岐町と旧日和佐町が合併した。美波町は少子高齢化が急速に進み、子どもの減少が著しい。由岐保育園、木岐保育園の2園分の給食を由岐保育園において一括して調理を行い、木岐保育園の2園分の給食を日和佐保育園において一括して調理を行い、赤松保育園の2園分の給食を日和佐保育園において一括して調理を行い、赤松保育園への外部搬入を実施する。いずれも町立保育園であるが、園児数は減少している。外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行い子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	公立保育所における給食の 外部搬入方式の容認事業

信州山形ワイン特区

都道府県名:

長野県

申請主体名:

山形村

区域の範囲:

長野県東筑摩郡山

形村の全域



特区の概要:

山形村は、果樹栽培に適した地理的、気候的条件を活かし、 先駆的な技術の導入等により、ぶどう、りんご等の果樹産地 を形成している。その中で現在、山ぶどう生産者を中心に醸 造用ぶどうの産地化、産業連携による経済活動への波及等を 目指した事業展開を図っているところ。本特例措置活用によ る特産果実酒製造事業への小規模事業者参入や組織化を支援 し、果樹産地構造の変革による経営形態の多様化を図る。

適用される規制 特産酒類の製造事業

の特例措置:



醸造用ワイン圃場



ヤマブドウ

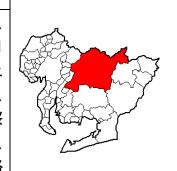
豊田市立ち乗り型パーソナルモビリティ実験特区

都道府県名: 愛知県

申請主体名: 豊田市

区域の範囲:

豊田市の区域の一部(日南町、月見町、 若宮町、昭和町、竹生町、久保町、日 之出町、中島町、寺部町、高橋町、上 野町、千石町、広川町、森町、白浜町、 八幡町、挙母町、喜多町、神明町、桜 町、元城町、西町、小坂本町、小坂町、 神田町、十塚町、砂町、瑞穂町、協町、 毎四、常盤町、松ヶ枝町、錦町、 金谷町、常盤町、樹木町、上挙母、朝 日ヶ丘、御幸町、新生町及び細谷町)



特区の概要:

豊田市は、全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中枢都市として発展してきたが、世界に誇れる「かしこい交通社会」を目指して人と環境にやさしい交通まちづくりを進めてきた。特区取得により、立ち乗り型パーソナルモビリティを他の交通手段、特に公共交通機関と組み合わせることによって、低炭素で利便性の高い移動環境を作り出すことを目的とする。また、歩行者と共存しながら回遊性を高めるためのツールとしての検討をし、将来の都心交通における新たな移動手段の一つとしての構築を目指す。

適用される規制 の特例措置:

適用される規制│搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業



とよたエコフルタウンでの模擬走行



使用車両のトヨタ自動車 ウィングレット

新宮市安全で安心な給食特区

都道府県名: 和歌山県

申請主体名: 新宮市

区域の範囲: 新宮市の区域の一

部 (丹鶴地域)



特区の概要:

この度の南海トラフ巨大地震津波浸水想定の公表を受け、 太平洋沿岸に位置する本市においては、海岸沿いの公立保育 所1 園を市街地の旧小学校校舎へ移転を実施し、園児の安全 確保と保護者の安心を図ったところである。しかしながら、 移転した保育所への給食提供については、近隣公立保育所に おいて共同調理する必要が生じ、本市としては、保育所運営 費の経費節減と乳幼児期の食育の推進及び多様化する保育ニ ーズへの対応と子育て支援の充実を図る観点から、3歳未満 児の給食についても近隣保育所からの給食外部搬入の実施を 望むものである。

適用される規制 の特例措置:

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業



1~3歳児の給食の様子



4~5歳児の給食の様子

鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区

都道府県名:

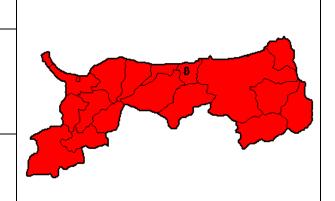
鳥取県

申請主体名:

鳥取県

区域の範囲:

鳥取県の全域



特区の概要:

鳥取県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入 を認め、運営面における給食業務の負担を軽減することで、 給食業務の効率化、安定化を図り、また児童発達支援センタ 一の新規設立、療育の向上等を促し、地域における障がい児 の支援充実を図る。

の特例措置:

適用される規制 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事



給食の提供を通じた子どもの健全育成 (食育)



鳥取療育園外観写真

鳥取市五しの里さじどぶろく特区

都道府県名:

鳥取県

申請主体名:

鳥取市

区域の範囲:

鳥取市の区域の一 部(佐治地域)



特区の概要:

鳥取市のなかでも、中山間地域に位置する佐治町は、豊かな自然に囲まれた農村で、第一次産業の盛んな町である。しかし、近年は過疎化・少子高齢化の影響で、農業が衰退傾向にあり活性化対策が望まれている。佐治町の自然の恵みである、綺麗な清流で栽培された米を使用したどぶろく製造事業を核とした本事業計画は、本市が進める農家民泊・農業体験などのグリーンツーリズムへの取り組みとも協調することができ、これら事業の連携によって農業活性化と地域の自立力向上につながるものとなる。

適用される規制

特定農業者による特定酒類の製造事業

の特例措置:



特別栽培米「きらり」



河本棚田

美波町公立保育園給食外部搬入特区

都道府県名:

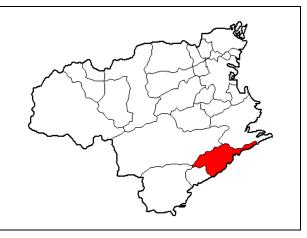
徳島県

申請主体名:

美波町

区域の範囲:

徳島県海部郡美波 町の全域



特区の概要:

美波町は平成18年3月に旧由岐町と旧日和佐町が合併し た。美波町は少子高齢化が急速に進み、子どもの減少が著し い。由岐保育園、木岐保育園の2園分の給食を由岐保育園に おいて一括して調理を行い、木岐保育園への外部搬入を実施 する。また、日和佐保育園、赤松保育園の2園分の給食を日 和佐保育園において一括して調理を行い、赤松保育園への外 部搬入を実施する。いずれも町立保育園であるが、園児数は 減少している。外部搬入を実施することにより、維持管理費 の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行い子育 て支援や保育サービスの充実につながる。

の特例措置:

適用される規制 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業



楽しく一緒に食べて健やかに



地元の食材でおいしい給食